

事務連絡  
平成 29 年 11 月 8 日

各都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室

データ標準レイアウトにおける補装具種目名称別コード一覧表  
(平成 29 年 11 月 1 日版)の公開について

日頃より、障害福祉行政の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、補装具費支給情報については平成 30 年 7 月から提供されることとなっており、当該情報を含め、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき提供される情報のデータ項目の定義については、デジタル PMO（※ 1）に「番号法に係るデータ標準レイアウト（※ 2）関連様式＜平成 30 年 7 月向け＞」の様式 B（※ 3）として本年 6 月にお示ししています。

そのうち、提供される情報の一つである「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報」（特定個人情報番号 8）の「種目名称別コード」（項番 29）については、「補装具種目名称別コード一覧表」（※ 4）に示される補装具種目名称の種類から設定することとしております。

今般、当該コード一覧表をデジタル PMO に掲載いたしましたので、ご確認いただきますとともに、管内市町村（特別区含む）にも情報提供いただき、マイナンバーを利用した情報連携業務が円滑に実施されるよう、助言等の支援をお願いします。

（※ 1） デジタル PMO・・・社会保障・税番号制度の運用開始に向け、国・地方自治体・各データ保有機関の連携を図るため、番号制度に関する情報共有を目的としたサイト。

（※ 2） データ標準レイアウト・・・特定個人情報毎に情報提供者、データ定義（項目名、データ型、項目説明等）及び当該特定個人情報を使用する事務手続との対応を整理したもの。このデータ標準レイアウトをもとに、システム構築を行い、情報連携を行う。

（※ 3） 「番号法に係るデータ標準レイアウト関連様式＜平成 30 年 7 月向け＞」の様式 B 掲載 URL  
(補装具費支給情報は特定個人情報番号 8 に記載)

<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/listOfPersonalDataH30/listForPersonalData>

(※4) 「補装具種目名称別コード一覧表」掲載 URL  
<https://cas.digital-pmo.go.jp/digitalpmo/doc/documentList/show/1996>

＜本コードに関する照会先＞  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課自立支援振興室 社会参加支援係  
電話 03-5253-1111（内線 3071）